

観光地域づくり法人（DMO）登録の5要件

（1）観光地域づくり法人（DMO）を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成

いずれか1項目

観光地域づくり法人の意思決定に関与できる立場で行政や幅広い分野の関係団体の代表者が参画

観光地域づくり法人内に行政や関係団体をメンバーとする委員会等を設置

（2）データの継続的な収集、戦略の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立

全項目必須

各種データ等の継続的な収集・分析

データに基づく明確なコンセプトを持った戦略の策定

KPIの設定・PDCAサイクルの確立
※ 観光消費額、延べ宿泊者数、満足度、リピーター率の4項目は必須。

（3）関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーション

全項目必須

地域社会とのコミュニケーション・地域の観光関連事業者への業務支援を通じた多様な関係者との戦略の共有
(例) 観光地域づくりに関する定期ミーティングの開催等

地域が観光客に提供するサービスを、維持・向上・評価する仕組みや体制の構築
(例) 地域の「食」を提供する仕組み等

地域一体となった戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーション
(例) ワンストップ窓口の設置、ターゲット別のプロモーション方針の作成等

（4）DMOの組織

全項目必須

法人格の取得

意思決定の仕組みの構築
(責任を負う者の明確化)

データ収集・分析等の専門人材がDMO専従で最低一名存在

財務責任者の設置

（5）安定的な運営資金の確保

自律的・継続的に活動するための安定的な運営資金の確保の見通し
(例) 収益事業(物販、着地型旅行商品の造成・販売等)、特定財源(法定外目的税、分担金)、行政からの補助金・委託事業等